# 平成 31年 度

福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

### 第3号議案

# 平成31年度 福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

#### (総則)

第1条 平成31年度福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

### (1)用水供給業務

7 / 13/3 • 1/ (// 14/2/03)		
供給対象団体	一日平均供給水量	年間総供給水量
久 留 米 市	18,101 m <sup>3</sup>	6,624,966 m <sup>3</sup>
大 川 市	10,590 m <sup>3</sup>	3,875,940 m <sup>3</sup>
筑 後 市	6,849 m <sup>3</sup>	2,506,734 m <sup>3</sup>
柳川市	16,221 m³	5,936,886 m³
大牟田市	13,519 m³	4,947,954 m³
八 女 市	7,255 m <sup>3</sup>	2,655,330 m <sup>3</sup>
朝倉市	1,756 m³	642,696 m <sup>3</sup>
みやま市	2,826 m³	1,034,316 m <sup>3</sup>
大 木 町	3,293 m <sup>3</sup>	1,205,238 m <sup>3</sup>
広 川 町	4,096 m <sup>3</sup>	1,499,136 m³
筑 前 町	3,240 m <sup>3</sup>	1,185,840 m <sup>3</sup>
三井水道企業団	12,053 m <sup>3</sup>	4,411,398 m <sup>3</sup>
計	99,799 m³	36,526,434 m <sup>3</sup>

# (2)主な建設改良工事

## (第二期拡張事業)

- 南系第二送水管布設工事
- 大牟田系第二送水管布設工事
- 立花系第二送水管布設工事
- ・みやま市瀬高受水点設備工事

# (施設改良事業)

- 活性炭接触池電気設備更新工事、荒木浄水場浸水対策工事
- ・ 東櫛原取水場導水ポンプ増設工事、導水管バイパス工事

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			4,047,531 千円
第1項 営業収益			3,455,096 千円
第2項 営業外収益			592,434 千円
第3項 特別利益			1千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			3,629,612 千円
第1項 営業費用			3,235,503 千円
第2項 営業外費用			349,108 千円
第3項 特別損失			1 千円

### (資本的収入及び支出)

第4項 予備費

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,984,377千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額231,443千円、過年度損益勘定留保資金1,370,385千円及び当年度損益勘定留保資金382,549千円をもって補てんするものとする。)。

45,000 千円

- 41111	, 50 - 27 50 70	収	入	
第1款 資	本的収入			3,135,737 千円
第1項	企業債			1,494,000 千円
	国庫補助金			632,880 千円
第3項	出資金			631,500 千円
第4項	工事負担金			1 千円
第5項	固定資産売却代金			1 千円
	投資有価証券売却代金			1 千円
	水源開発積立基金取崩額			300,000 千円
第8項	その他資本的収入			77,354 千円
		支	出	
第1款 資	本的支出			5,120,114 千円
第1項	第二期拡張事業費			1,900,038 千円
	小石原川ダム建設事業費			82,087 千円
	改良費			1,006,002 千円
	企業債償還金			1,282,448 千円
	ダム割賦負担金			549,539 千円
第6項	投資有価証券購入費			300,000 千円
<b>加</b> 0.5	<b>八只日川川/7/卅/</b>     八只			000,000     1

#### (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第二期拡張事業	624,000 千円	証書借入		借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換
施設改良事業	870,000 千円			新順及い 関連   別域を   を   を   を   を   を   記述を   に   に   に   に   に   に   に   に   に

### (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費

292,725 千円

(2)交際費

800 千円

(他会計からの出資金・負担金)

第8条 企業団の正常な運営を保つため、他会計からこの会計へ納入を受ける出資金・負担金は次のとおりとする。

目 的	出資金·負担金	備  考
第二期拡張事業出資金	631,500 千円	関係団体の一般会計からの出資金(第二期拡張事業費)
地方公営企業繰出金	224,203 千円	水源開発対策に係る関係団体の一般会計からの繰出金
計	855,703 千円	

平成31年2月25日提出

福岡県南広域水道企業団 企業長 村上 克己